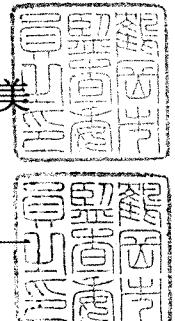


鶴監発第29号
令和6年8月14日

鶴岡市長 皆川治様

鶴岡市監査委員 叶野明 美

鶴岡市監査委員 加藤鑛



令和5年度一般会計等の健全化判断比率及び
公営企業会計の資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき審査に付された令和5年度一般会計等に係る健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率の状況について審査したので、別紙のとおりその意見書を提出する。

令和5年度 財政健全化審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和6年7月17日から令和6年8月5日

3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

健全化判断比率	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	11.45
連結実質赤字比率	—	—	16.45
実質公債費比率	7.4	6.7	25.00
将来負担比率	43.2	40.8	350.00

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率が算出されない場合は、「—」と記載している。

5 審査意見

令和5年度の実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれも実質収支が黒字であり、実質公債費比率及び将来負担比率は、それぞれ早期健全化基準を下回っており、良好な状態にあると認められる。なお、今後とも財政の健全化に努められたい。

令和5年度 病院事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和6年7月17日から令和6年8月5日

3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.00

※資金不足比率が算出されない場合は、「—」と記載している。

5 審査意見

令和5年度は資金不足が生じていない。なお、今後とも経営の健全化に努められたい。

令和5年度 水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和6年7月17日から令和6年8月5日

3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.00

※資金不足比率が算出されない場合は、「—」と記載している。

5 審査意見

令和5年度は資金不足が生じておらず、良好な状態にあると認められる。なお、今後とも経営の健全化に努められたい。

令和5年度 公共下水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和6年7月17日から令和6年8月5日

3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.00

※資金不足比率が算出されない場合は、「—」と記載している。

5 審査意見

令和5年度は資金不足が生じていない。なお、今後とも経営の健全化に努められたい。

令和5年度 集落排水事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和6年7月17日から令和6年8月5日

3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.00

※資金不足比率が算出されない場合は、「—」と記載している。

5 審査意見

令和5年度は資金不足が生じていない。なお、今後とも経営の健全化に努められたい。

令和5年度 淨化槽事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和6年7月17日から令和6年8月5日

3 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

	令和5年度	令和4年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.00

※資金不足比率が算出されない場合は、「—」と記載している。

5 審査意見

令和5年度は資金不足が生じていない。なお、今後とも経営の健全化に努められたい。